

## 世界初の報告『廃プラ・リサイクル公害とのたたかい

### －大阪・寝屋川からの報告』について（Ⅲ）

～仮処分結果と再生事業者イ社の操業開始に伴う悪臭と健康悪化の訴え～

廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会 長野 晃

#### はじめに

前回は、2つの廃プラリサイクル施設計画を知った住民が杉並病について学んで廃プラ施設の建設に反対する住民運動をはじめたことを紹介した。廃プラリサイクル関連施設には、再生事業者のリサイクル・アンド・イコール社（以下、イ社と記す）と4自治体で収集した容器包装プラスチックを選別する4市組合施設が近接して設置されている。

こうした2つの廃プラ処理施設の計画に対し住民運動をどう進めるべきか、考えながら行動してきた。

その内容は、専門家を招いてシンポジウム等の学習会の開催、市長と市議会への2度にわたる8万筆の署名運動、専門委員会への柳沢幸雄・東大教授、植田和弘・京大教授による、住民に寄り沿った施設建設反対意見書の提出、仮処分裁判での却下判決等二つの廃プラ処理施設が容認されたことを見てきた。

今回は、植田和弘・京大教授（当時）による予防原則についての講演から、仮処分審尋における住民の訴えと、仮処分決定の要点及びイ社操業による健康被害の発生について述べる。

#### 1. シンポジウムでの植田和弘・京大教授（当時）の講演から

私たちは杉並病の経験を踏まえ健康被害の発生を想定した運動に必要な学習を第一に考えた。その一環として、2004年5月9日に開催したシンポジウムに植田和弘・京都大学教授（現京都大学名誉教授）を招き、杉並病で採用された予防原則の考え方について講演していただいた。以下、植田

教授による講演の概略を紹介する。

植田教授は予防原則をふまえた合意形成について、次のように述べられた。

「私はゴミを専門に研究してきました。現在は大量廃棄社会から循環型社会の転換期にあります。大量廃棄には限界があり、基本はゴミになるものをつくらない、減らすということですが、それでも出るものは再生・再利用をし、残ったものは処分するということです。

こうした仕組みを進めるため、容器包装リサイクル法が制定されました。2000年に本格実施され、最初はペットボトル、その後、その他のプラスチックなどがリサイクルの対象になっています。4市共同の廃プラ処理施設はそれを推進する施設で、リサイクルは悪いことではありません。しかし、新しいことには新しい問題が起きます。リスクが発生します。被害が出てからでは遅い。予防原則が国際的な流れです。予防原則とは、「被害の重大性が科学的に完全には分かっているにもかかわらず、



写真1 講演当時の植田和弘先生



写真2 シンポジウム会場の様子

耐えられないほど大きな費用にならない限り、予防対策を実施することは正当化される」というもので、90年代以降多くの環境条約や国際文書に盛り込まれています。

寝屋川の4市組合施設の場合、なぜこの場所が良いのか、なぜこの方式が良いのか、十分な説明がなされていない。共同処理にはメリットがあるというが、1カ所にリスクが集中するなどのデメリットは書かれていない。容器包装リサイクル法は見直し作業に入っています。見直しの内容が確定後に、改めて4市の廃プラをどうするかについて市民の合意形成を図るべきでしょう。」

私たちは改めて、健康被害の予防と発生した時の運動のあり方について理論的な確信を持つことができました。

## 2. イ社の操業停止の仮処分を申し立て

そうした中、秋には、イ社の施設が完成し、試験操業が行われるとの情報を得て、「守る会」として、300名ほどの原告による「イ社の操業差し止め」の仮処分を2004（平成16）年8月、大阪地裁に申し立てた。

貴重な緑地の残された市街化調整地域に、なぜ工場を立てるのか——。2005（平成15）年2月8日、大阪地裁での「イ社操業停止の仮処分裁判」は、住民Mさんの陳述から始まった。

「寝屋川市内には、近隣のほかの市と違って山が無いので、緑地帯が極端に少なく、唯一と言って

いい、市内の緑地に現在、廃プラスチック処理工場が建てられているのです。この場所が市街化調整区域として残されてきたのは、数少ない市内の緑地であったからではないでしょうか。付近を通りかかると、廃プラスチック処理工場が無機質に、突如として現れる異様さに、とても不自然な感じを抱きます。せっかく残っていた自然を削ってまで建てなければならない工場なのか、法律の例外規定を適用してまで建てなければならない工場なのか、どうして住民に何の説明も無く突然建てられたのか、とても疑問に感じます。

工場見学された方は、初めから最後まで、生ごみ臭、プラスチック臭、焼き場臭など、いろんな悪臭が漂っていたと言われました。初めのお話では、工場には煙突等の排気設備はまったく設けないので安全です、ということでした。それで私はIC工場のクリーンルームのような設備を想像していましたが、実際には工場内に機械が並べられている横にずらずらと換気扇が並び、工場内の空気をどんどん外に排出しています。その換気扇はただの換気扇で、排気を浄化する設備ではないのです。また、プラスチックは手で選別するということでしたが、選別は大変難しいようで、リサイクル率は相当低く、あとは産業廃棄物として焼却してしまうのではないかとことです。

これまでシンポジウムや本で、リサイクルについて、都市計画について、杉並病についていろいろ勉強しました。何十年も研究を続けてきておられる先生方が「このような廃プラスチックのリサイクルは大変難しい。この施設からは、既知、未知の有害物質が出る恐れがある」とおっしゃっていました。

私たち住民は今、不安におびえています。空は仕切ることにはできません。私たちは否応無しに廃プラスチック工場の排ガスを吸う羽目になります。私も含めて、子どものために、少し不便でも良い環境のところへと、引っ越してきた人々が大勢います。今では珍しいほど、公園や、道路で遊ぶ子どもたちの姿がたくさん見かけられる地域です。子ども、お年寄り、病人など、一番に空気汚染の

影響を受けるであろう人々が、たくさん住んでいます。今、少子化の時代、子どもは国の宝です。子どもは自分で自分の身を守ることができません。憲法で私達の生命は誰にも脅かされないと謳われているのではないのでしょうか。どうか法律で私たちを守ってください。お願いいたします」

### 3. 仮処分決定から操業に伴う悪臭、健康被害へ

「有害化学物質は100m離れると1,000倍に薄まるという実証の無い判断で操業認める」——仮処分の決定は、提訴から約8ヵ月後、2015（平成17）年3月に行われた。概要を紹介する。

#### 3-1 立証責任については裁判所が次のように原告の住民に求める

（大阪地裁）「仮処分に当り本件のように人格権に基づいて本件施設の操業の差止めを求める事案においては、本件施設の操業によって、債権者らの生命の安全及び身体の健康に対して受忍限度を超える被害を受ける蓋然性があることについての立証責任は、これを主張する債権者らが負うべきものと解するのが相当である。」

#### 3-2 イ社の有害化学物質発生について

（大阪地裁）「本件施設の操業開始により有害化学物質が発生する蓋然性があり、かつ発生すると予測される化学物質の中には、人体に有害な影響を与える物質も一部存在することが認められる。（原告の主張）

この点では、大阪市大の有機化学専門の楠田貢典、樋口泰一両元教授による裁判所への意見書「廃プラの圧縮、梱包、摩擦、折り曲げ、切断などの機械的処理による有害化学物質の発生、排出がありうる。そのことはメカノケミカル反応という反応によることが国際的にも報告されている」という主張が認められた。この点は住民運動の成果であった。

#### 3-3 仮処分が操業を認めた判断理由

（大阪地裁）

「本件施設においては、有害化学物質除去装置は

設置されていない。しかしながら、前記認定のとおり（筆者注：一部脱臭装置の設置など）、本件施設において相応の有害化学物質対策が講じられていることが窺える。人体に有害な化学物質の発生も拡散により基準値を下回ると推認。」

「（人体に有害な化学物質が排出されても、）それらの化学物質が本件施設から100m以上離れている債権者らの居住地及び勤務先に到達する際には、大気によって相当程度拡散されることにより、国が定めた環境基準を確実に下回ることが推認できること、その予測の根拠となっている本件報告書の記述（※注）について、その信用性を疑わせる特段の事情は存在しないこと（略）。

本件において認められる諸般の事情を総合考慮すれば、本件施設の操業による化学物質の発生により債権者らの生命の安全及び身体の健康に対して受忍限度を超える被害が生じる蓋然性があるとまでは認められない。（略）以上によれば、債権者らの本件各申立ては、いずれも理由がないから却下する。（※注：イ社側の報告…排出されたベンゼンは風速が毎秒1mのときに、排出地点から約100m離れた測定地点でのベンゼンの濃度は、排出時の約1,000分の1程度の濃度になるものと予測できる）

（原告）

有害化学物質がガス状で排出されても、施設から100m離れれば1,000倍に薄まるから大丈夫という、イ社の主張を大阪地裁が認めたことは、まったく科学的実証的根拠を示すことの無い非科学的な判断であることは、操業後の実態によって完全に否定されたのであるが、この判断を行った裁判官は、まさに「初めに操業ありき」の姿勢を示したに過ぎないと考えざるをえない。

このように、本件における裁判所ならびに公害等調整委員会（以下、公調委）が一貫して貫いた判断基準は、「初めに国が決めた制度だから、否定しない」という住民の健康や環境汚染を、初めから否定する江戸時代の悪代官のような姿勢であり、科学的判断ができないという、日本の裁判官のリテラシーの問題が露呈した一例になったと思う。

#### 4. くさいニオイと皮膚粘膜症に悩まされ始める

##### 4-1 4市組合施設操業前の原料調査

イ社では、2004（平成16）年に工場を完成させ、9月から試験操業を始めた。4市組合施設はまだ建設されていなかったため、再生品（イ社の場合、パレットという荷物を載せる荷台）の原料は、2005（平成17）年3月までは、4市組合施設ではなく、容器包装リサイクル協会を通じて他の施設から調達されたものである。

##### 4-2 悪臭が住宅街に漂い始めた。

イ社の試験操業が始まり、周辺住民がまず感じたのは、これまで嗅いだことの無い異臭であった。イ社工場の傍で最も強く臭っているから、当然イ社からの物質によるものであった。

その中で、住宅街をはじめニオイがした箇所から携帯でM氏に場所とニオイの性質を報告してもらい、健康への影響を調べる活動が始まった。また、M氏とK氏による住宅街を含むニオイ探索と記録の活動が始まった。こうしたことを経験した住民は、裁判所が否定してもイ社からの異臭感知を境に、これまで経験したことのない健康被害が始まった事実から、裁判所や公調委の判断が間違っていたと、今でも確信している。

また、イ社の操業から3年半後に操業を始めた4市組合施設の工場内でもこれと同じニオイがす

ることから、廃プラ施設の機械的処理に共通の異臭であると考えている。その化学物質の種類は未だに不明である。悪臭であっても悪臭指定されている物質ではないので、4市組合施設やイ社は、裁判では別の発生源だろうと主張し、裁判所や公調委もそのように判断している。しかしながら、悪臭に怒った住民が市と交渉した結果、市の環境部はイ社周辺の臭いパトロールを行い始め、また、住民からの苦情を市の記録に書き留めるようになった。

後に述べる岡山大学、津田秀敏と頼藤貴志両先生による疫学調査ではニオイを感じたという人について住所を調べ、廃プラ処理施設からの距離別ニオイ感知者の割合を、以下の表とグラフ（図表1）に示した。

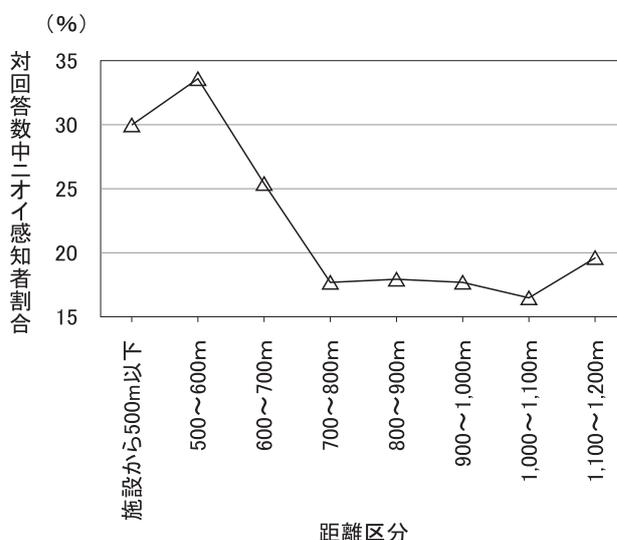
住民が裁判所や公調委の結論を信用しない大きな理由の一つは、ニオイの問題であると考えている。基準がないものは有害ではないとする公害、環境問題に対する為政者の過誤は、今でもさまざまな公害問題で見えるのである。

#### 5. 健康被害の訴えから

廃プラリサイクル処理に反対した住民運動の原点は、ニオイを含めた健康被害の発生である。

住民の声と意見書等での訴え、上記の岡山大学の両先生による疫学調査、医師による検診と診断

距離区分	回答数	ニオイ感知	対回答数中ニオイ感知者割合%
施設から500m以下	271	84	31.0
500～600m	360	120	33.3
600～700m	449	114	25.4
700～800m	742	131	17.7
800～900m	940	168	17.9
900～1000m	852	150	17.6
1,000～1,100m	466	74	15.9
1,100～1,200m	299	59	19.7
合計（平均）	4,379	900	20.6



図表1 廃プラ施設からの距離別ニオイ感知者の人数と割合

の事実が原告住民による立証であった。今回の報告では、裁判に提出した130名の意見書（陳述書）からその訴えを紹介する。

【事例】Tさん（40代女性）の陳述書から（Tさんは娘さん共々、堪えられなくなり奈良に転居された）

#### ①家族の症状

イコール社ができて大変くさい臭い、甘〜い芳香剤のにおいが、家中にも感じました。

家の外も内も大変でした。最初は首や手などにブツブツができなかなかなか治らず、4市組合の施設が2月にできてから1ヵ月もたたないうちに頭が割れるように痛く、耳、目、喉はもちろんのこと呼吸もしにくくなり、気が変になるのではないかと思われるくらい頭が痛くなった時は、「死ぬ」、「殺される」と思いました。即、身の周りの物と、犬を連れ、下の娘と2人、家を出ました。犬も引っ越すまでは毎日、外にいても、家の内に入れても鳴き、大変な思いをしましたが、引っ越した日からはまったく鳴くことはなくなり、元気になりました。お医者さんに連れていったら、肝臓が大変悪くて、しんどかったみたいです。廃プラが関係あるようです。

2年前の3月に引っ越してから、天満の「ふくずみアレルギー科」へ通い、化学物質過敏症と言われました。点滴と投薬を、手探りしながら続けられましたが、8月くらいまでの5ヵ月ほど通い、化学薬品を飲むのは嫌なので自然療法を続け、現在だいぶん良くなりつつあります。

#### ②症状が廃プラ施設からの有害物質によると疑う、もしくは思われる理由

それまでは元気で何の身体の異常もなく、いたって健康だったのに、廃プラ工場ができて、鼻水、喉の痛み、湿疹、痰が出るなど、次から次といろんな症状が出てきました。普通に息ができなくなってきました。専門の先生による聞き取り調査で、化学物質過敏症と言われました。引っ越したら、普通に息ができ、空気が違いました。

#### ③健康被害と生活被害について

引っ越してから化学物質過敏症の治療を始めましたが、それはとてもつらく、口では説明できないくらい身体中や頭の神経の「すじ」が引っ張られるというのか、はんばでなく痛い。肝臓や腎臓などいろんな臓器も痛いし、吐き気も伴う。言えばきりが無いが、身体中や血液の中に入り込んだ物質はなかなか取り出せない。買い物に行くにも、いろんなところですぐには行けないのです。今の家でも空気清浄器は欠かさずあります。

#### ④裁判に対する思いと裁判所への要望

1日も早く、工場すべての稼働を止めてください。まだ父や母、兄弟も友人も寝屋川にいます。

被害もだんだん増えています。工場を無くしてください。ウグイスも、鳥も、以前のように来れる町にしてください！！ 私たちは何もかも失いました。家も家財も衣服も、多くの財産も。何も悪いことはしていないのに権力の横暴です。

#### ⑤その他

私は車の中で身体全身の力が無くなりました。足も手も動かせず、やっとの思いで、窓を開け助けを呼びました。全身に化学物質が回り、神経を脅かしていたのです。いずれ、まだ居住なさっている人達にもそんな恐れがあるのです。手遅れにならないうちに早く止めて下さい。

（ノート）この方の場合、かなりきつい症状になり、引っ越しをされ、化学物質過敏症の専門医による治療で快方に向かった。寝屋川市の環境部局の担当者が市議会で健康被害を報告したが、大阪地



写真3 「守る会」牧隆三代表の両腕に湿疹

裁の判決は「加齢や思いこみのせい」と、裁判所が調べることなく健康被害を認めなかった。

#### おわりに

大阪地裁の裁判は、途中で裁判官3名がすべて替わり、好意的であった裁判官の姿勢がまったく違ってきた。公調委の審理の場合も同じように決定を下すメンバー3名が替わり、職権調査につい

て事前に「再調査もありうる」とした文言は実行されなかった。司法と行政は不当な決定をしたと言わざるをえない。

今回は津田敏秀・頼藤貴志両岡山大学教授が実施した疫学調査結果並びに眞鍋穰医師など専門医が健康障害を訴える方を対象に行った検診結果について報告する。



写真4 隣接して建つ2つの廃プラ処理施設（右：旧イ社（現・DINS関西）工場、左：4市組合施設）。正面の高架構造物は第二京阪道路

#### 《出版案内》

### 廃プラ・リサイクル公害とのたたかい —大阪・寝屋川からの報告—

廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会 著

せせらぎ出版 2021年12月刊行

◇体裁 B5判・66ページ

◇価格 900円+税（送料込み） \* Amazonでも販売中

【連絡先】北田 嘉信 TEL. 072-826-1491 FAX. 072-826-1496

